

# 国連気候変動首脳会合における鳩山総理大臣演説（抄）

平成 21 年 9 月 22 日

（前略）

IPCC における議論を踏まえ、先進国は、率先して排出削減に努める必要があると考えています。わが国も長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくべきであると考えています。また、中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、1990 年比で言えば 2020 年までに 25%削減をめざします。

これは、我々が選挙時のマニフェストに掲げた政権公約であり、政治の意思として、国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現をめざしていく決意です。

しかしながら、もちろん、我が国のみが高い削減目標を掲げても、気候変動を止めることはできません。世界のすべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築が不可欠です。すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の「前提」となります。

（以下略）

OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)  
 ( OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes” )

OECDによると、日本の環境関連税制に係る税収のGDP比は、主要国の間では比較的低い。

**表4A 環境関連税制の内訳 (抄)**

( Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年(億ドル)

課税対象	日本
エネルギー物品 (Energy products)	485
輸送目的	406
うち、ガソリン	297
生活上の使用目的	79
化石燃料	44
電気	34
自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)	291
取引課税	42
保有課税	249

- 軽油引取税
- 石油ガス税
- 航空機燃料税
- 揮発油税
- 地方道路税
  
- 石油石炭税
  
- 電源開発促進税
  
- 自動車取得税
- 自動車重量税
- 自動車税
- 軽自動車税

**表4B 環境関連税制の税収 (抄)**

( Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年

	GDP比 (% of GDP)			税収 (億ドル)		
	うちエネルギー物品	うち自動車その他輸送手段		うちエネルギー物品	うち自動車その他輸送手段	
デンマーク	4.8	2.5	1.9	117	61	48
オランダ	3.6	1.9	1.3	216	117	79
フィンランド	3.3	1.9	1.2	61	37	23
イタリア	3.0	2.2	0.4	513	379	74
イギリス	2.6	2.0	0.5	564	443	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	697	601	96
フランス	2.1	1.6	0.2	442	334	42
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	291
カナダ	1.2	1.0	0.2	125	99	24
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	694	346
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(注3) GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

## 欧州諸国における環境関連税制の主な変遷

諸外国においては近年ガソリン課税を含む既存エネルギー税制の引上げを図るとともに、石炭など従来課税の対象となっていなかった化石燃料についても、課税の対象に追加している傾向。

イギリス	<p>1993～99年 既存のエネルギー税制の引上げ 炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。</p> <p>2001年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。</p>
ドイツ	<p>1999年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油、重油等）を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。</p> <p>2006年 既存のエネルギー税制の対象を拡大 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。</p>
フランス	<p>2007年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 石油産品内国消費税（ガソリン、軽油、重油等）が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。</p> <p>2010年（法案の段階） 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた炭素税を導入予定（現在審議中）。</p>
オランダ	<p>1992年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油等）に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入 ※ 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。</p> <p>2004年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合 ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 ※ 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に1996年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。</p>
フィンランド	<p>1990年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定 既存の燃料課税（ガソリン等）の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定（ただし、天然ガスは半額）。 ※ 1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。</p>
スウェーデン	<p>1991年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油、重油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。 ※ エネルギー税を軽減する一方、二酸化炭素税はほぼ毎年税率を引上げ。</p> <p>2001年 「税制のグリーン化」の開始 家庭部門に対して、電気に係るエネルギー税及び二酸化炭素税の増税を開始。以後、ほぼ毎年増税を実施。</p>
デンマーク	<p>1992年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。</p>

（出典）各国政府資料及び OECD 資料

CO2排出量単位で見ると、各国とも石炭等に比べガソリンや軽油に重い負担となる傾向。

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173〕 〔石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油引取税 : 12,255〕 〔石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	34,009 (円) 〔炭化水素油税 : 34,009〕	30,145 (円) 〔炭化水素油税 : 30,145〕	5,377 (円) 〔炭化水素油税 : 5,377〕	775 (円) 〔気候変動税 : 775〕	1,302 (円) 〔気候変動税 : 1,302〕
ドイツ	36,833 (円) 〔エネルギー税 : 36,833〕	23,465 (円) 〔エネルギー税 : 23,465〕	1,183 (円) 〔エネルギー税 : 1,183〕	476 (円) 〔エネルギー税 : 476〕	1,567 (円) 〔エネルギー税 : 1,567〕
フランス	34,154 (円) 〔石油産品国内消費税 : 34,154〕	21,370 (円) 〔石油産品国内消費税 : 21,370〕	803 (円) 〔石油産品国内消費税 : 803〕	477 (円) 〔石炭税 : 477〕	847 (円) 〔天然ガス消費税 : 847〕
オランダ	39,432 (円) 〔鉱油税 : 39,432〕	21,135 (円) 〔鉱油税 : 21,135〕	20,430 (円) 〔鉱油税 : 20,430〕	714 (円) 〔石炭税 : 714〕	9,903~501 (円) 〔エネルギー税〕
フィンランド	35,286 (円) 〔液体燃料税〕 〔基本税 : 32,213〕 〔付加税 : 2,690〕 〔戦略備蓄料 : 383〕	18,157 (円) 〔液体燃料税〕 〔基本税 : 15,299〕 〔付加税 : 2,684〕 〔戦略備蓄料 : 175〕	2,908 (円) 〔液体燃料税〕 〔基本税 : -〕 〔付加税 : 2,786〕 〔戦略備蓄料 : 122〕	2,424 (円) 〔電気・特定燃料税〕 〔基本税 : -〕 〔付加税 : 2,360〕 〔戦略備蓄料 : 64〕	1,193 (円) 〔電気・特定燃料税〕 〔基本税 : -〕 〔付加税 : 1,141〕 〔戦略備蓄料 : 53〕
デンマーク	31,074 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 29,382〕 〔CO2税 : 1,692〕	20,653 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 18,999〕 〔CO2税 : 1,654〕	14,116 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 12,409〕 〔CO2税 : 1,707〕	12,356 (円) 〔石炭税 : 10,742〕 〔CO2税 : 1,614〕	19,505 (円) 〔天然ガス税 : 17,805〕 〔CO2税 : 1,700〕

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,667円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約1,579円に設定されており、表中で網掛けしている。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m<sup>3</sup>)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 為替レート：1ポンド=約145.71円、1ユーロ=約130.66円、1デンマーク・クローネ=約17.54円(2009年4月の為替レートの平均値、Bloomberg)